

## 近世初頭の米沢城下とその近傍との歴史地理的管見

——太閤検地の高との関わりからみて——

一 はしがき

米沢市立図書館本邑鑑考<sup>(1)</sup>の一環として、本稿では米沢城下とその近傍との近世初頭の推移を通じ、文禄三年検地の高と米沢領の邑鑑<sup>(2)</sup>の高との新旧の關係を検討する。その新旧關係は慶長六年以降の編纂とみられる米沢市立図書館本邑鑑（以下邑鑑と略記す）、文禄三年（一五九四）蒲生領高目録帳<sup>(3)</sup>（以下高目録帳と略記す）、慶長三年（一五九八）藤三郎倉入在々高物成帳<sup>(4)</sup>（以下藤三郎帳と略記す）および元和元年（一六一五）写長井郡伊達信夫郡高物成之帳<sup>(5)</sup>（以下元和高物成帳と略記す）を綿密に比較検討すると判る。邑鑑と元和高物成帳とは同系譜の帳で、共通の原典すなわち拙稿<sup>(6)</sup>で仮称した文禄邑鑑から出ているとみられるが、原典から写すとき、または転写の際に誤写があったとみえ、両帳は一部で相違がある。また邑鑑には誤算もあり、元和高物成帳には数ヶ村の脱落がある。しかしこの両帳を基に湯原・筆甫・峠欠入を補充し、一部の村で高を補正し、前者では違算を訂正し、後者では村の補足をする、と、文禄邑鑑の長井信達の高が略推定できる<sup>(7)</sup>。

安田 初雄

他方、高目録帳と藤三郎帳とは同系譜で、ともに蒲生領内の郷村を載録する。ただし、後者は倉入郷村のみを記載するが、検地後三年の慶長二年の高および物成を示す故、二―三の郷村で高が多少変化した。高目録帳は文祿検地の高を集録した帳であるが、その多くの郷村で邑鑑の村高と同高か、または近似した高を示す。信達両郡では同高の郷村が過半に達し、それに差高が石未滿にすぎない郷村も加えると、郷村数の大部分を占める。長井郡では初め高に差がある郷村が過半に及んだが、多くの郷村の高の変更により、信達同様と同高の郷村が過半を占めることとなり、それに差高が石未滿のみの郷村を加えると、その郷村数の大部分を占めるようになった。しかし邑鑑と高目録帳との郷村および高には相違があり、高目録帳の高は文祿検地の新高、それに対し邑鑑の高は旧高である。この旧高は単に旧高を意味し、一般に検地前年の高をさす古高とは別である。この新旧の判定が一つの課題である。

## 二 邑鑑に関するこれまでの主な論点

これまで邑鑑を話題にした人々の間には、この邑鑑を「文祿検地を基にして作成した」とみる強い先入観をもつ人が多かった。その中で文祿検地直後に作成したとみる人と、慶長一〇年代後半の作成とみる人とがある。米沢地方には前者が多かったとみられるが、伊藤多三郎は昭和三七年（一九六二）の論文<sup>⑤</sup>でそれを否定し、慶長一〇年代後半の作成と推定した。吉田義信は昭和五九年<sup>⑥</sup>これと先の拙稿の推論とを否定し、文祿検地直後に作成、それにより文祿検地の高の訂正をやり、また秀吉への届出に使ったと述べた。拙稿以外これらは文祿検地を基に作成とする点では共通しているが、如何なる手順で、文祿検地の高を邑鑑の高に作り変えたかについては、まだ誰も納得のいく説明をしていない。郷村の分合によって、一部で高が変わったとみた人もあるが、そのいうところの分合も当時のこの

地方の実情からみると成行が逆であろう。

伊佐早謙は『上杉家記』三二で「蒲生氏時代の邑鑑と称するものあり」とし、その邑鑑の米沢の高・免および家数人数の記事を再録して「これで慶長三年頃の米沢の様子が大凡判る」と述べている。しかし邑鑑は慶長三年開設の伊達郡玉野村<sup>(10)</sup>を含むなどで、蒲生時代の編纂ではあり得ない。さればといつて慶長三年頃の様子も大方は示していない。邑鑑の家数人数は玉野だけは慶長四年家数人数調に拠つたかも知れないが、その他は天正一九年(一五九一)秀吉指令の人掃令に基づく同二〇年の家数人数改の数<sup>(11)</sup>で、また高は天正一九年検地の高とみられるからである。

伊東多三郎の慶長一〇年代後半説も妥当でない。伊東はまた「慶長一〇年代後半に……文録検地により成立せる先封の郷村制を引き継ぎ一部を分合して作成した」と述べている。高目録帳の郡郷の区別などを当時の郷村制とみるのも問題であるが、ここでは高だけについて、慶長一〇年代に作成されたものでないことを指摘しておこう。当年代にこの所論の如く文録検地を基に邑鑑の高を作成するには、蒲生氏の高目録帳あるいはそれに類似の帳がないと容易ではない。しかるに後述する如く米沢地方には少なくとも慶長六年以降、昭和中期まで、高目録帳または同類の帳が存在しなかったと認めざるを得ない諸事実がある。邑鑑が文録検地を基に作成とする伝承それ自体、高目録帳などが米沢地方になかったことを暗示している。しかれば慶長一〇年代に文録検地を基に邑鑑の高を作成するのは、不可能な至難の技であろう。

他方、吉田義信説の如く、文録検地の直後邑鑑の高を作成して、秀吉に届け出たとすると、その届高は高目録帳の長井信達の高と違う高となるだろう。その関係を長井についてみると、高目録帳では一七万七九三三石余である。それをもし邑鑑の高で届け出るとすれば、邑鑑の村々に湯原を加えた高であらねばならない。邑鑑系譜の湯原の高は不

明であるが、高目録帳の多くの郷村で邑鑑の村々の高と同一か似た高であるから、仮に高目録帳の湯原七一石二九と同高であったとみると、邑鑑に湯原を加えた長井郡の高辻は一七万八五一八石余である。ところが邑鑑の長井では集計の誤算で八一六石余も帳尻高の計で不足があり、ほかに上長井立石で三石増、下長井一野々で一〇石減と萩生で一石減の写違いもあり、差引八石不足している。別に石未満の写違いもあるようだが、ここではそれに触れないで上記の分のみ補正すると、長井は一七万九三四二石余となる。それは文禄邑鑑の長井の高に近いはずだが、高目録帳の長井の高とは違う。もっとも厳密に邑鑑と高目録帳との高を比べるには、高目録帳の長井一七万七九三三石余からの湯原の高を差引いて比べるべきであろう。ただし異同をみるのにはこの不等式で加除する項を何れの辺に置くか、移すかのことである故、これで充分である。

文禄検地の結果として秀吉へ届け出た蒲生領総高は、会津知行目録<sup>12</sup>にある九一万九三二〇石であろう。しかしその郡別内訳は、大方不明である。ただし一部は慶長五年徳川家康が、伊達政宗に渡した二本松ほか六郡知行高目録<sup>13</sup>の各郡高で略察知できる。この知行高目録の長井は一七万七九三三石余で、高目録帳の長井の高辻、ならびに三公外史<sup>14</sup>の上杉領目録の長井のそれに一致する。それ故この高目録帳の長井の高辻が、秀吉への届高であろう。しかるに文禄邑鑑の長井は略一七万九三四二石、同じ長井の元和高物成帳からの推定値は一七万九三四一石余で、何れも高目録帳の長井とはかなり差がある。この差は湯原の高の見積りで説明できる高ではないだろう。この一事でも吉田氏の届出説は否定される。邑鑑の原典すなわち文禄邑鑑の高を、文禄検地の高の変更に利用したというなら、それはその通であろうが、邑鑑を文禄検地を基にして作成したとみるのは適切でない。邑鑑ではなく文禄邑鑑としても同様である。

表1 米沢、田沢（立山）、成島の諸帳の高比較

(単位：石、小数点以下は斗・升・合)

諸帳 郷村	年 不 詳 邑 鑑	文禄3年(1594) 高目録帳	慶長2年(1594) 藤三郎帳	元和元年(1615) 高物成帳	正保3年*(1646) 置賜郡御村帳
米 沢	1,446.38	米沢町 114.99 屋 地 313.17 殿 内 413.65 外ニ 矢子 52.39 (城地等**552.18) 小 計1,446.38		谷 地 187.66 外 内 151.582 外ニ 矢子 52.39 (城地等**1,054.748) 小 計 1,446.38	成島の内 - 204.216 250.164
田 沢 (立山)	(田沢) 1,630.45	(立山)1,630.45	(立山) 1,280.524 外ニ 349.926 但、城林及び町 屋敷の除地分 小 計1,630.45	(田沢)1,630.45	館 山 455.527 吹屋敷 452.670 赤 芝 245.184 口田沢 1,252.961 上 原 325.845 入田沢 597.635
成 島	771.98	824.37 内矢子 52.39		771.98	988.749

注) \*寛永14年検地による届高を示す。 \*\*米沢城地・同侍屋敷等の除地の高。元和元年は三ノ郭経営で増大した米沢城等と米沢町とを含む高。

邑鑑の村高と高目録帳の郷村高とは、同高の場合が多いことは事実であるが、伊東多三郎も指摘している如く、相違があるのも事実である。この両者は別の検地の高で、次に述べる如く、それを米沢城下およびその近傍で見ると、高目録帳と邑鑑との高の新旧が判る。

### 三 米沢城下の場合

#### (一) 邑鑑と高目録帳との高の新旧

邑鑑の米沢が一四四六石三斗八升であるのに対して、高目録帳で地域的にこれに該当するのは米沢町一一四石余、屋地(谷地)三一一石余、殿内(外内)四一一石および成島へ編入の多分矢子五二石余である。この高目録帳の米沢町に、屋地・殿内および矢子を加えても八九四石余で、邑鑑の米沢一四四六石余に比べ五五二石余たりない(表1)。それ故、米沢で邑鑑と高目録帳

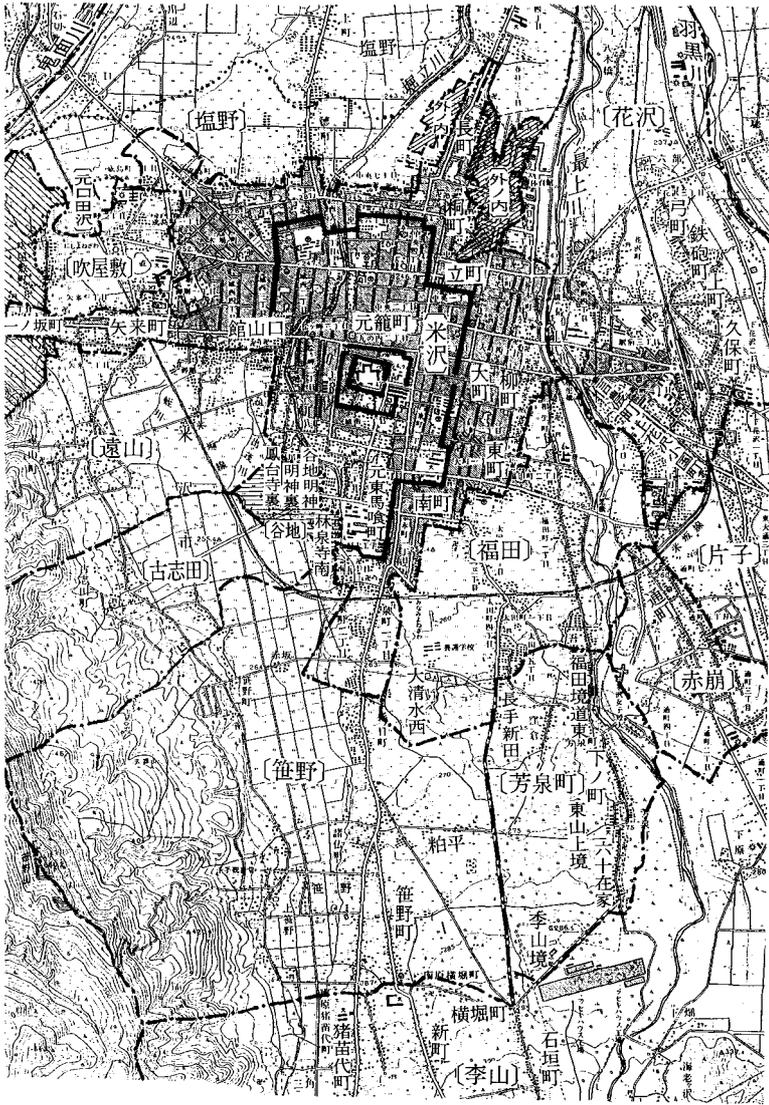
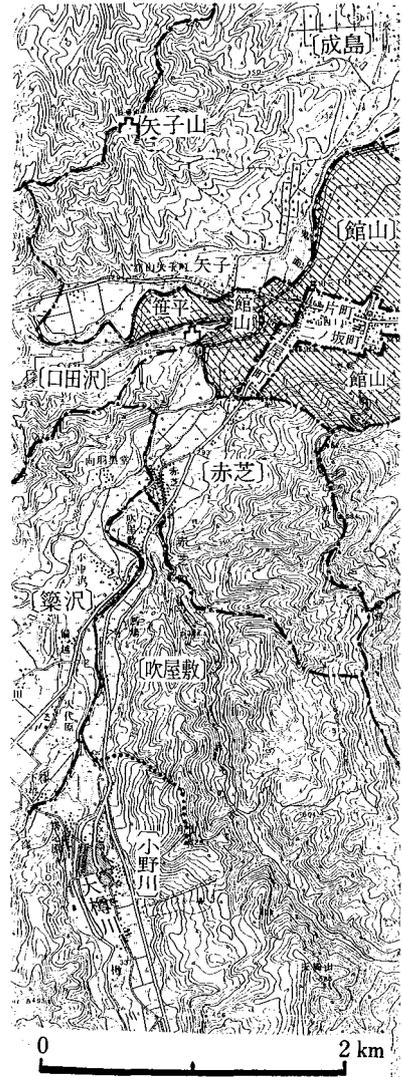


図 米沢近傍要図

[基図は 1 : 25,000地形図 米沢・  
米沢東部・米沢北部・糠野目×0.5]

とは大差がある。この不足分は別の拙稿<sup>15)</sup>で述べた蒲生四郎兵衛の米沢城と侍屋敷とに相当する高外除地の高で、伊東が考えた新田高ではないだろう。高目録帳ではこの米沢城の外、若松・二本松・白川・守山などの諸城とその侍屋敷とが明らかに高外とされている。福島城の場合は藤三郎帳に高目録帳と同高の福島町があるのに、別に福島城跡八一石余がある故(表3)、高目録帳では福島城と侍屋敷とが高外とされていたことが明白である。若松・二本松などの名称が高目録帳には記されていないが、このとき若松および二本松の城下が存在しないはずはない。塩松の小浜城<sup>16)</sup>もこの時高外とされていたとみられる。こうして米沢城および侍屋敷が文禄検地で高外とされたことは疑いない。米沢町と成島以外は表2でみられる如く、米沢近傍で高目録帳の変更済高と邑鑑の高とが大方同高ないし近似高の各郷村が対応するから、邑鑑の米沢一四四六石余は、谷地・外内などの高の外、米沢城地とその侍屋敷も高を請けた結果に違いない。それで筆者は先の論考<sup>17)</sup>で、米沢城地などが高を請けたのは何時の検地かを検討してみた。



蒲生氏に替わつて上杉氏が会津に入ると、すぐ直江山城守が城代として米沢城に入るが、その後、幕末まで米沢城が無主の城になるときはない。したがつて蒲生・上杉の米沢城などが高を請けることはあり得ない。それ故、ここが高を請けたのは天正一九年九月二三日、伊達政宗が岩出山へ転出したときから、同年一〇月中旬蒲生四郎兵衛が入城するまでの間とみた。折から長井では秀次の指揮下で、松下・山内などが検地を実施していた<sup>18</sup>。米沢の天正検地の検地帳が残されていないなどで支証はないが、このとき米沢の旧城下で検地を行なつたことは十分に推察しうることである。それで城地などまで高を請け一四四六石余となり、後に文禄邑鑑にも載録されることとなつたに違いない。同年一〇月中旬、この米沢に蒲生四郎兵衛がきて、米沢城地と侍屋敷とは高外とされた。文禄三年の検地のときには谷地や外内は分立していたか、そのとき分立して、米沢町・谷地および外内は別個に高を請けた。ただし外内は検地高が四一七石余であつたが、三石余の出高が削られたとみえ、四一三石余に変更された。谷地および外内は天正検地のときに既に別冊の検地帳があつたか、あるいはその後帳面分けをして、文禄検地を受けたのであろう。このときに矢子も成島に編入されていたのではなからうか。こうみてくると、高目録帳の米沢町・屋地および殿内の高は新高で、他方、邑鑑の米沢の高は、蒲生四郎兵衛入城前の高で、新高より旧く、旧高であらう。

## (二) 米沢城下の拡張と邑鑑の高の乖離

慶長一三、一四年の三ノ郭経営では、谷地および外内の各一部が米沢城下に編入され、この編入地の一部と従前の町屋の東側の河原表とに新町屋を割り付けた。そこに桐町から馬口旁町までの町屋を移転させ、従前の町屋跡地は三ノ郭の内で侍屋敷とされ、高外になつたはずである。それ故、移転後の米沢町だけで一四四六石余となることはあり得ない。というのは米沢一四四六石余は米沢城等のほか、谷地および外内全域を含んでの高であるのに、谷地・外内

表2 米沢城下とその近傍の邑鑑と高目録帳の比較

(単位：石、小数点以下は斗・升)

	邑	鑑	元和高物成帳	高目録帳 (変更済高)	文禄検地高 (変更前高)	変更分
1	遠山	1,708.28	同左	1,078.28	同左	± 0
2	古志田	922.78	同左	922.76	同左	± 0
3	笹野	1,590.63	同左	1,590.63	1,604.64	- 14.01
4	李山	1,529.27	同左	1,529.22	1,557.87	- 28.65
5	山上	1,934.54	同左	1,934.54	1,943.46	- 8.92
6	福田	1,005.99	同左	1,005.99	1,019.39	- 13.40
7	花沢	1,277.41	同左	1,277.41	1,316.28	- 38.87
8	塩野	4,374.66	同左	4,374.66	4,398.29	- 23.63
9	成島	771.98	同左	824.37	847.58	- 23.21
10	築沢	866.89	868.81	866.59	1,024.74	-158.15
11	小野川	272.34	同左	272.34	307.10	- 34.76
12	田沢	1,630.45	同左	立山1,630.45	1,771.64	-141.19
13	藤泉	1,151.71	同左	1,151.71	1,170.22	- 18.51
14	宮井	887.59	同左	887.59	887.59	± 0
15	中田	523.82	同左	523.82	528.24	- 4.42
16	轟	475.78	同左	若宮とどろき 475.78	364.63	△+111.15
17	下小管	716.67	同左	719.67	728.56	- 8.89
18	上平柳	423.23	同左	366.03	381.03	- 15.00
19	米沢	1,446.38	-	米沢町114.99	同左	± 0
20	-		谷地 187.66	屋地 313.17	同左	± 0
21	-		外内 151.582	殿内 413.65	417.13	- 3.48
22	-		城地侍町等-	(552.18)	(同左)	-
	長井の帳尻合	177,807.37	177,055.79	177,933.76	*180,395.817	-2,462.057
	同上補正高	*179,342.699	*179,341.998	-	-	-

注\*天正19年検地結果の近似値(文禄邑鑑の長井の近似高なるべし)

※合位までであるのは下長井生歩の検地高284石5斗4升7合を含むためなり。

△轟364石6年3升到若宮検地帳分111石1年5升を追加したと見られる。

(若宮の文字がとどろき書き加えられたとみられる事などによる推定)

の高のうち計三八七石余は米沢城下に編入されても、少なくとも谷地村一八七石余、外内村一五一石余は元和高物成帳<sup>(19)</sup>が示す如く、残っていたからである(表1・図参照)。

米沢城下のこの拡張に関し、『藩制成立史の総合研究米沢藩』<sup>(20)</sup>では「蒲生城下では一一四石余、直江城下では管見談によれば三二七石余であったから、上杉氏の一四四六石余は直江時代の数倍に当り(中略)町分の拡大を示す」と述べている。この直江は上杉家臣筆頭の山城守であるが、その城下が慶長六年以降上杉氏の城下となり、慶長一〇年代後半には直江時代の数倍に町分が増大したとの趣旨と読める。ただし、この記事の直江城下の高は校正の誤であろう。管見談<sup>(21)</sup>の「高領三十七石」は、その物成が一五〇石であることからみても「高三百三十七石」と推定され、石田名助記録<sup>(22)</sup>で明かな如く、慶長三年の検地で三三三石余となった。しかし「町分の拡大」で一四四六石余となったとみるのは誤解である。伊東や藩制成立史のこの部分の執筆者は、元和高物成帳をみていないとみえる(表2)。

米沢城下は正保國絵図写で「米沢城」とのみ注記され、他の郷村と違って高の添書がない。もちろん正保三年羽州置賜郡郷村帳にも米沢町は記載されていない。元和高物成帳では米沢町・信夫郡土湯村・伊達郡玉野村の名がない。土湯は嘗て無高だったためだろう。米沢町は天保郷帳・旧高旧領取調帳にも記されていない。それは慶長六年米沢城が本城となったときにか、また三ノ郭経営での町屋の強制移転のときの何れかに、無高とされたためであろう。塩松の小浜町では、上館城下の小浜城下への強制移転で、諸役免許などの扱を受けたとみられる事例<sup>(23)</sup>もある。しかれば無高の米沢町が一四四六石余であることはあり得ない。このときの邑鑑の米沢の高は、その実態と甚だしく乖離していた。それは慶長一三年以前でも、同三年検地で米沢町は三三三石余であったから、大きく乖離していた。この三三七石余は実高で、表高は一一四石余であろうからいわずもがなである。

## 四 立山(田沢村)と高の新田

邑鑑の田沢村一六三〇石余は高目録帳の立山と同高で、この両帳と前に掲げた図とで、立山近傍の郷村の高を對比してみると、田沢村が立山に該当する事は容易に判る。この立山は米沢城下の西に接する郷村で、後年、館山・吹屋敷・赤芝・口田沢・上原かみはらおよび入田沢に分けられる。立山は館山の音に当てた当字で、高目録帳には同類の当字が度々使用されている。この立山の名は口田沢東端の字長嶺山二の城山から出たとみられる。この城山は大樽川と小樽川とに挟まれた高位の段丘の北東端にあり、かつて館山城があり、新田景綱が居城したという。付近の低位の段丘上には景綱が隠居した笹平がある(図参照)。正保城絵図<sup>24</sup>ではこの城山に古城と注記されている。正保期の館山村の主部は大樽川以東並松までにあるが、そこには古城の注記はない。口田沢の主部はこの城山以西の小樽川筋にあるが、大樽川を東に越えた吹屋敷の北東や矢来町の南西にもその飛地があり、元口田沢とも呼ばれていた。これは田沢が小樽川筋だけでなく、吹屋敷・館山付近にまで拡がっていたことを示す。

## (一) 立山の侍屋敷

慶長二年の立山は藤三郎帳で明かであるが、高は一二八〇石余、外に城林および町屋敷合三三九石余の高外地がある。この城林は後の並松で、町屋敷は館山の侍屋敷である。同じ藤三郎帳の信夫郡大森町屋敷三五石は、高目録帳の大森の次に記された「同侍屋敷 六三石」に該当する。それは邑鑑の大森村内の四郷村中小島田が全部給地で藤三郎帳には記されていないが、この帳の前田は高目録帳の前田と同高であり、大森は高目録帳の大森と五升差があるだけだからである。大森侍屋敷六三石の内には旧大森城地も含まれていたに違いない。それが何か事情があつて三五石に

減少していた。この大森町屋敷は当時すでに元町屋敷に変わっていたが、元来は立山の町屋敷と同じである。この町屋敷は、給地に所在する在郷の屋敷に対し、城下の町で貰っている屋敷の意であろうから、町屋すなわち後年の町人の町屋敷とは別である（表1）。

文禄期の立山は蒲生四郎兵衛扱の倉入であるが、その一部が米沢城下の侍屋敷と城林にされた。城林は元来は防禦用施設の樹林である。立山の侍屋敷は城下の館山口から西に細長く延びて館山屋代町に至る地区である。正保城絵図ではその大部分が足軽町で、西端付近のみ侍町と注記されている。米沢藩領絵図（正保國絵図写）<sup>(25)</sup>・米沢領元禄御絵図などでもそこは米沢城下の一部として、その西方に柄杓の取手のような形に細長く突出している<sup>(26)</sup>。享保の米沢城下絵図<sup>(27)</sup>では矢来町の北と南とに北新町・南新町が描かれているが、これも城下の内で、侍屋敷が拡大したことを示す。この館山の侍屋敷は、享保一〇年の岩瀬記録の御城下屋敷数並町数書上帳<sup>(28)</sup>でも明かであるが、一部の人が記述している如き原方衆の屋敷ではない。この書上帳に「城下の武家屋敷」として、館山一ノ坂町・館山二ノ坂町・館山片町・館山屋代町・矢来町なども記されている。町名に館山を冠しているのは並松以西のみであるが、並松以東の矢来町もかつて立山の内であったはずである。この矢来町の東に接して館山口がある。館山口以東が元来の米沢城下である。福島城下でも庭坂口・太田口などの名称が近年まで残っていた如く、館山口の名は米沢城下から館山への道の出口に当たることを示す。

## (二) 上杉領の館山と高の新旧

慶長三年米沢が上杉領となると、直江山城守の扶持方がこの館山にも入った。それは致知囊<sup>(29)</sup>に「米沢は御移國以来小知之者共并ニ御扶持方の者直江兼統ニ随勤城下並ニ館山、両所ニ居住、是を山城扶持方と云」とあるので察知でき

表3 邑鑑系譜、高目録帳、藤三郎帳の比較

(単位：石、小数点以下は斗・升・合)

邑	鑑	元和高物成帳	高目録帳	藤三郎帳
上長井 田沢	1,630.45	1,630.45	立山 1,630.45	立山 1,280.524
信夫 福島	759.53	759.53	759.53	759.530
信夫 福島城跡	—	—	—	81.833
信夫 土舟	449.00	449.00	449.14	449.23
信夫 方木田	531.66	531.66	597.61	531.667

る。ただし致知囊では城下と館山とを区別しているが、その館山を原方とみている訳ではない。この館山も館山村全般をさすのではなく、館山の侍屋敷を意味している。

これより先、蒲生秀行の宇都宮移封に際し、蒲生四郎兵衛も多数の家臣に暇を出したから、米沢に残留する者が多かったという。秀行は会津領九二万石から一八万石に減石されての移封である故、人員整理を余儀なくされたとみえる。当時でも館山は小身者の多い侍屋敷であろうが、その小身者はことに多く暇を出されたであろう。西村由緒書<sup>30</sup>に「四郎兵衛様家来浪人共多数米沢に残り居ル、是を先方衆と云」とある。先方衆は外様の意であるが、直江の長井郡分限帳にも先方衆が一六人ほど含まれている故、館山にも蒲生浪人が残って、直江の家臣になった者もあるかも知れない。

慶長六年の上杉氏の削封では、この先方衆は全部暇を出されたが、会津から移る家臣は館山を含む米沢城下に収容しきれず、南原・東原その他にも、この城下の侍屋敷数の半数ほどの新屋敷地を開設し居住させた。これは原方衆の誕生である。かくの如き事情で、館山の侍屋敷が慶長三年以降も侍屋敷でなくなることはなかったとみられる。しかも慶長二年の立山一二八〇石余が、慶長三年以降の慶長期に一六三〇石余に逆戻りすることはないだろう。それ故、邑鑑に田沢村一六三〇石余とあるが、その田沢の村名ももちろんだが、高一六三〇石余が立山の実態に合致していたとは認め難い。

伊東多三郎はこの立山について「米沢の発展につれて館山の聚落の一部は城下の中に

入ったが、その時期は慶長十四年から同十六年にかけて藩の城下拡大と区画整理が進み、近接の部落が城下に繰り込まれた時と考えられ（中略）邑鑑作成時を判定する有力な支証<sup>(3)</sup>と述べている。しかし前述の如く立山の町並が米沢城下に繰り込まれたのは、慶長二年以前のことである。伊東は藤三郎帳の立山の注記「城林取町屋敷<sup>二</sup>引<sup>一</sup>」も見落としたとみえる。特に後者は丁度綴り合わせ目に隠れた小さい文字で、写真やコピーでもうまくは出ない記事だからであろう。館山の町並の「城下への繰込」は、慶長一四年の三ノ郭経営には関わりがない故、慶長一〇年代後半と仮定する邑鑑の作成年代判定の支証になる訳はない。

慶長二年の立山が一二八〇石余であることは、高目録帳系譜の高が、文祿検地施行後年月がたつにつれ、邑鑑の高との乖離が増大することを示す。信夫郡福島村でも藤三郎帳では福島町の外に、多分文祿四年の廢城で高を請けた福島城跡八一石余があり、これを併せた福島は、高目録帳の福島よりこの城跡の高だけ多く、邑鑑の高との乖離が大きくなった。信夫郡方木田では文祿検地で多分寺領も高を請けたが、後、除地に戻されたとみえて、藤三郎帳では邑鑑と略同高になった。この特例を除くと立山・福島の外にも高目録帳より藤三郎帳の高が、邑鑑の高との差が大きい事例がある。元来、高目録帳は邑鑑とは異系譜であるが、多くの郷村で同高である故、この差の増大は邑鑑の高が文祿検地以前の高であることを示唆している。慶長期には同三年、同一二年など一部の郷村で検地を行なったが、総検地は実施されなかったとみられるから尚のことである。

邑鑑の上長井田沢村と高目録帳の立山の高とが同高であっても、元来、文祿検地の立山は一七七一石余で邑鑑とは大差があった。検地帳が残されている藤泉の例で見ると、この一七七一石余が立山の実高である。この内城林・町屋敷の実高を差し引いても一六三〇石余となることはないであろう。この邑鑑の田沢村の高は米沢と同様その実態と大

大きく乖離していたに違いない。立山の文禄検地の新高は一七七一石余、その届高は一六三〇石余であるが、邑鑑の田沢村一六三〇石余は旧高である（表2、3）。

## 五 成島と高の新旧

成島は邑鑑で七七一石余であるが、高目録帳では検地高の八四七石余が抹消され、八二四石余となっている。この成島は米沢城下の北西方にあり、この城下の出口の一つの成島町から北西に延びる街道で塩野村を横断し、鬼面川を越えると成島村に入る。ここは上杉家でも崇敬した成島八幡神社がある所として知られる。その成島の南西は成島矢子町であったが、昭和四二年館山矢子町と改称された。近世の矢子村はここであろう。ここは大樽川と小樽川との合流点付近の北方にあり、これも元来の米沢城下とは接続していない。その北方の石切山に矢子城があったといわれる。矢子城は館山城とともに、伊達氏の米沢城より遙かに古い古城である（図参照）。

この矢子城に関する吉田東伍の『大日本地名辞書の記事』は、多少補足が必要である。まず『信達郡村史』からの引用文は、出典を福島城相伝<sup>32</sup>としているが、同書では「伊達輝宗同政宗米沢城（矢子の城と云）に住し」とある。郡村志の編者すなわち元米沢藩儒者中川英右は、これを一部補正して「子輝宗孫政宗米沢矢子の城（成島村）にあり」とした。確かに矢子城は成島にあるが、ここは輝宗・政宗の居城ではない。また大日本地名辞書には矢子山は館山南方の山とあるが是も誤記だろう。『郷村手引』<sup>33</sup>には近火の際に御廟を守るため、吹屋敷・館山および矢子の三村から人夫を出すことと定められていたとある。矢子と館山とは近接するが別の村である。館山矢子町の西に接して口田沢字矢子境があり、成島の石切町付近に字矢子町西側などがあり、また昭和六年修正の五万分の一地形図米沢では、

現館山矢子町の位置に「矢子」の注記があるので、ここに近世の矢子村があったことは疑いない。他方、館山村地内には矢子山に見合う地名は残されていない。それ故、矢子山は館山矢子町の北方にあったとみるべきであろう。

成島は文禄検地以前に矢子五二石余を編入していて、検地高が八四七石余となったのであろう。その内二三石余は出高とみられ、成島の高の変更ではこの出高を削って、八二四石余としたと思われる。天正検地後三年の新検地の出高は容易に判ったはずである。文禄三年の成島は八四七石余が実高、八二四石余が届高とともに新高で、邑鑑の成島七七一石余と矢子五二石余とは旧高である(表1)。

この矢子を米沢から成島への編入地とみる根拠は、①近世の矢子村が成島とは別村であったこと、②米沢から成島に編入しても成島に飛地ができた形跡がないこと、③他にも例があつて、米沢にかつて飛地があつても不思議でないこと、④米沢近郊では邑鑑と高目録帳との高がおおむね石以上で一致するのに、成島だけが邑鑑より五二石余多い。これが伊達氏時代の西米沢の地に相当するとみられることなどである。

この場合も慶長期の成島が、邑鑑の七七一石余では、当時の実態と大きな乖離があつたことにならう。これを伊東多三郎は慶長一四年以降「米沢の中に(中略)米沢西郊の成島の一部も入れ」とし<sup>34)</sup>、さらに外内・谷地も全域米沢城下に編入したと考へた。そう考へたのは邑鑑の高および家数人数を慶長一〇年代後半の実態とみたためならう。しかし伊達郡玉野村以外の邑鑑の数字は慶長期の資料でない故、ここでも歴史の推移を逆に考へたことにならう。

## 六 南原等と高の新旧

南原は米沢城下南方の松川扇状地扇央部で、慶長六年まではおおむね山林原野であつた。この扇状地の湧泉帯はそ

の北方元笹野村地内の泉町や福田村南部の清水水付近にかかる。南原の大部は李山・笹野地内で、一部山上村に及んだ。慶長六年の削封で会津から引移った諸士を、米沢城下ばかりでなく、南原・東原その他にも屋敷割をして居住させ、減俸を補う為開拓もやらせた。それが達三開<sup>35</sup>で、そこに原衆すなわち原方衆がいた。南原では南原五ヶ町や六十在家町があるが(図参照)、正保國絵図写ではそこは皆足軽屋敷である。その後、人も入り替わり身分も変わって、天保頃には扶持方や上士の三手が多く、足軽は僅少となった。

南原五ヶ町の内、石垣町・新町・猪苗代町および横堀町は李山地内であるが、笹野町は笹野地内である。寛文四年(一六六四)屋代郷が幕領となり、同郷長手村在住の在郷家臣を移して開かれた長手新田も笹野地内である。その東方の芳泉町では、六十在家・下ノ町などが、字東山上境などの配置で見ると(図参照)、山上・笹野両村界に接した東側の山上地内に開設されたとみられる。

慶長一四年五月の直江兼統状留<sup>36</sup>に「李山菜園に付居候者、其分にて在度望候哉尤<sup>ニ</sup>候」とあり、米沢雜事記<sup>37</sup>では原方全般につき「屋しきの間口広ければ隣へ遠く浦へは仕程も手から次第に墾候へと被申渡、依て面々の勝手を以たとし屋敷つづきの外成共見立候て年々田畠にたがやす(中略)去程に小身の輩何かと相続き御奉公仕事」と述べている。原方で耕作を行なって暮向が安定していたから、慶長一四年三ノ郭経當時でも城下の狭い屋敷に入るより「其分にて在度」と考えたのであろう。当時は米沢城下でも侍屋敷地内に作物を栽培する人が多かったといわれる。しかし城下の小身者の屋敷は狭い故、収穫も充分には得られず「城下のおかゆ腹」といわれ、それに対し原方では「原方衆筋力三倍城下之士」と評価されるような較差が出た<sup>38</sup>。因にこの原方屋敷を城下とみる人<sup>39</sup>があるが、上記の件でも判る如く原方は城下ではない。前述の享保一〇年の岩瀬小右衛門記録でも、原方と城下とは明確に区別さ

れている。

この原方衆の屋敷とその扶持高に見合う田畠とは免租地とされたのであろうが、それ以上開拓した土地は米沢雑事記に「達三開として御年貢かろし」とある如く、割安ではあるが年貢を納めたこととみえる。それは享和二年（一八〇二）の李山村水帳<sup>40</sup>でも判る。この水帳記載の奉公人開の内には、高内引もあるかとみられているが、一部では年貢を納めていたと思われる。慶長一〇年代後半には歛下年期も明け、一部で高を請けたのであろうが、史料不足で明らかにできない。ただし新田が高を受けてもすぐ本高が変わる訳ではない。しかしそれは邑鑑の高との乖離が増大したことを意味する。この李山は文禄検地で一五五七石余となり、高目録帳では変更で一五二九石二斗二升とされ、これが届高となった。他方邑鑑の李山は一五二九石二斗七升、元和高物録帳でもこれと同高で、文禄検地の届高より五升多い。これは僅少の差であるが、その意味は重大である。実高とは二八石余の差がある。

東原では花沢八町・山上二町などで南原と同様に原方衆により開拓が進められたが、上記と同様であったと思われる（図参照）。その花沢・山上とも邑鑑と高目録帳の変更済高は同高である。しかし変更前は可成の差があった（表2）。李山の場合は変更済高でも差がある。

遠山村では邑鑑で一〇七八石余、高目録帳も同高であるが、李山と同様に遠山・笹野・花沢および山上などもみな邑鑑の高が旧高、高目録帳の高が新高であるとみるべきであろう。

## 七 慶長六年以降の米沢地方と高目録帳

これまでみてきた邑鑑の高と実態との乖離は、慶長六年以降の邑鑑編纂に高目録帳を使わず、文禄邑鑑を用いたた

め起こつたとみられる。文禄邑鑑は慶長末期にも米沢地方に存在したとみられるのは、後述の通である。かくして例えば文禄邑鑑の米沢一四四六石余を用い、文禄検地の新高の米沢町一一四石余、屋地三三三石余、殿内四一三石余などを使わなかったから乖離が大きくなった。しからば慶長期の邑鑑の編纂に「何故文禄検地の新高を使わず、敢えて文禄邑鑑を用いたのか」と問う人もあろう。それは外でもない、高目録帳または同類の帳が当時の米沢地方に存在しなかつたからに外ならない。それ故、昭和中期以前の米沢地方の史家が、邑鑑を文禄検地を基に作成したと誤認することになったかと思われる。この誤認が高目録帳の類の存在を知らなかつたことに起因するのであれば、一概にそれを非難し得ないようにも思われる。

果たせる哉、先に引用した『藩制成立史の総合研究』の「蒲生城下では一一四石余」への注記で、この高目録帳の存在が「伊東多三郎（中略）によつてはじめて明らかにされた」と解説して、高目録帳が昭和三七年まで米沢地方の人の目にふれなかつたことを明記している。その事情は慶長六年以降明治時代も同様であつたことは、次の諸事実で推察に難くない。

#### (一) 平林蔵人佐の総目録本高

慶長一六年正月、平林は米沢領の本高<sup>(4)</sup>を一九万八八四八石余としたが、これは邑鑑の長井・信達三郡帳尻高の総計の石以上と一致している。この邑鑑は長井で八一六石余の違算による不足があり、伊達信夫で一〇三〇石の誤写による不足があり、他にも一―二誤写があるとみられる高を含めての数の総計である。したがつて邑鑑以外の資料からこの六桁の数に一致する数値が出たとすれば奇跡であろう。こうして平林は邑鑑を「先方帳面」として本高を求めたと思われる。もし高目録帳から推算したとすると、長井・信達各郡高の合計三〇万〇七七二石八八から、湯原・筆

甫・峠欠入の高合一三二〇石九五を差し引いた残高二九万九四五一石九三となろう。二本松領では侍屋敷を拡張しても表高に変化がなかった故、ここでも立山などの高の変化を無視して上杉領の高を算出してもよさそうだからである。しからば平林の本高より六〇〇石余も多くなる。またこれは慶長一六年のこと故、前述の如く若松城下同様米沢が町屋まで除地とされたと見做せば、藤三郎帳によると立山は一二八〇石余のはずであり、元和高物成帳か示す如く、谷地は一八七石六六、外内は一五一石五八二であるはず故、上杉領は二九万八〇四七石余であるかも知れない。しからば平林の本高より八〇〇石余不足する。とまれ当時の米沢地方には高目録帳の類が存在しなかったとみる外はない。この推察は、後記(四)項の平林藏人佐発令の知行加増目録の存在で、さらに確度が高められる。

## (二) 直江山城守の景勝知行高目録

これは慶長一六年四月、直江が老中本多佐渡守宛に差し出した目録<sup>42)</sup>の「高合三拾万石者 景勝拝領分」であるが、多分文禄邑鑑の長井・信達三郡の高合から湯原・筆甫および峠欠入の高を差引いた約三〇万〇七〇〇石を採用したものとみられる。文禄邑鑑が現存しない現在、正確にこの高を推算することは難しいが、邑鑑の長井・信達三郡の高合二九万八八四八石余(平林の本高)に、邑鑑の違算による不足高八一六石余、誤写による不足高一〇三八石余を加えると、三〇万〇七〇二石余になる。この内約七〇〇石を籠高とした「三拾万石」が景勝拝領分だといっているのである。前項でみた如く高目録帳によって計算すると二九万石余となる。故に直江は文禄邑鑑を基にして、この景勝拝領分を割り出したとみられる。こうしてこの事実は、次項の事実とともに、当時文禄邑鑑が米沢地方に存在したことを暗示する。

## (三) 元和高物成帳の存在

元和高物成帳の奥書には、「元和元年上杉領の「高物成絵図」を江戸に差し上げるとき、先方帳面から写しとったと書かれている。ただし國絵図の類で免・物成まで細々と絵図に書き込む例は知られていない故、その先方帳面は絵図に高と村名とを書き入れるための資料であつたか、付属文書の郷村帳を作る資料としての帳であつたかの何れかであろう。何れにせよその先方帳面に記されていた村名と高とは、米沢近郊の谷地および外内両村以外は、文禄邑鑑からとつた資料とみられる。ただし文禄邑鑑には免が厘毛の位まで記されていたであろうが、物成は記載されていなかったかとみられる。元和高物成帳では免が同様厘毛の位まで記され、それによって独自に物成を算出したと思われる。というのは元和高物成帳での写違と思われる高で、物成を算出した事例があるからである。邑鑑では免は分の位までに止め、厘以下は切捨または四捨五入にしてある。

元和高物成帳の先方帳面では既述の如く米沢町は多分無高で除外され、谷地および外内は新資料で文禄邑鑑の米沢とさし替えされたのであろう。外にも村高が邑鑑と違うものが多少あるが、それは両帳何れかの誤写によるとみられ、また新紙など邑鑑の村名と違う例もある。この帳は大部分の村が邑鑑と同高であるのに、写違と米沢城下近郊との高を補正しても、元和高物成帳の総高辻は邑鑑と可成りの相違がある。それは長井で若狭小屋、信夫で関谷・永井川、伊達で金原田の写漏があつての高辻である故である。慶長末に高目録帳または同類の帳が米沢地方に存在すれば、それを使用して幕府に差し出す郷村帳を作成したのであろうが、そうしないのはそれが無いためであろう。

#### (四) 元和の加増目録の村々の高

榆井文書<sup>43</sup>に元和二年九月、平林藏人佐が長井権四郎宛に出した知行加増目録がある。その中に伊達郡泉田村高七四九石二斗六升と同郡徳江村高八三一石九斗六升とが含まれている。徳江村は邑鑑・元和高物成帳および高目録帳

とも、この加増目録と同高であるが、泉田は前二帳と同高であるのに、高目録帳では七四九石二斗二升とあり、四升差がある。この高目録帳の高を元和二年の加増目録に使用しないのは、平林の手元に高目録帳またはそれと同類の帳がない故であろう。ただし邑鑑は免が分以上であるから、この目録で厘毛の位までの免を使用した「物成不足」の算出には利用できない。平林は文禄邑鑑の類を使用したと思われる。

慶長六年諸士の俸録が三分の二減のときの春日右衛門や平林藏人佐発令の知行宛行状で、知行地が一村全域を含む場合の適例がみつかり、当時の前記の關係が判明するだろう。

##### (五) 上杉家記の移封目録と高目録帳

三公外史<sup>44</sup>の上杉領目録の郡高の集計と「己上」の高とを一致させるには、稲川（含津川）の「四万千」余の万の次に四を補入し四万四四一〇石余とし、「己上」の高に「二百」を補入して九二万〇二七六石余と訂正する必要がある。これで明治期編纂の上杉家記の移封目録<sup>45</sup>と同高になる。これらの上杉領目録は、田村郡が高目録帳の訂正前高と一致、稲川（含津川）と河沼とは石以上で同断である。高目録帳の郡高訂正は、方法と筆跡とが他の変更と同じである故、遅くも慶長二年までに完了したとみられる。上杉景勝はその高目録帳記載の郡郷を蒲生氏から引き継いだから表高はさておき、訂正済の郡高で所領となったはずである。しかし上杉領目録は田村郡が訂正前高で、石以上なら他にも同様の郡郷がある故、慶長三年の上杉氏領知目録がないまま、文禄検地の秀吉への届高を参考に作られたようにもみえる。だが秀吉への届出総高は九一万九三二〇石のはず、また高目録帳郡高訂正前総高は九一万九七八七石余、その訂正済総高も九二万九〇四二石余（藩制成立史の九二万四七四三石余は誤算）で、何れも移封目録と違う。練達の史家伊佐早謙が、この相違、ことに高目録帳との關係に何等言及しないのは、高目録帳がない故だろう。

米沢地方の史家は文禄検地の実施は熟知していたであろうが、高目録帳の類が米沢に無かったために、文禄検地を基に邑鑑を作成したと思ひ違ひをしたかと思われ、またそれは高目録帳の類が無かったことを暗示する。しかし何故上杉家にそれがなかったかはまだ明かでない。

## 八 検地高の変更と邑鑑の高の作成説

高目録帳の原典またはその写真をみると容易に判るが、米沢城下近傍を主とした長井では、多数の郷村で高の変更をやっている。先に述べた如くこの変更前高は検地結果の実高であり、変更済高は届高である。米沢城下およびその近傍では、米沢町・遠山などの五例以外は高が変更されている(表2)。その変更は大部分高の削減で、その削減は一桁から三桁までに及ぶ。ただし若宮轟はとどろきに若宮を書きそえているから、轟三六四石余に、若宮一一一石余を加え訂正したとみえ、邑鑑の轟と同高となった。外に違算による訂正があるかも知れないが、他郡の如く「算用違」と注記を付したものはなく、大方は違算による訂正ではなさそうなので変更とした。

文禄三年七月、文禄検地の高を集計しようとして高目録帳を作成したとき、その変更前高と文禄邑鑑の村々の高とを比べてみて、北条などで殆ど差がないのに見習って、文禄邑鑑の高に近づけたようにさえみえる。それは長井で変更した郷村全体で邑鑑の村数で略八〇村中、上平柳外二村は邑鑑の高との差が大となった以外、六八村が邑鑑と同高となり、九村が邑鑑の高に近寄ったが、この種の変更は北条を除いた長井のみだからである。それ故、蒲生四郎兵衛等の責任ある地位の人の手で、大方出高が削減されたように思われる。

この郷村高の変更が天正検地の高を目安にしたのではなく、「文禄検地を基にした邑鑑の高を参考にした」とみる

表4 中津川郷諸郷村の事例

(単位：石、小数点以下は斗・升)

邑鑑 (a)		高目録帳 (b)		差(a - b)
須郷	116.15		71.14	+45.01
広川原	93.64		87.82	+ 5.82
白川・小坂	*246.427	中津川	244.62	+ 1,807
数馬	108.00		101.73	+ 6.27
大石沢	180.045	牛沢 蛸木角・胡桃平	141.13	
			56.03	
		小計	197.16	-17.115
谷地	200.00	鳥居原・屋地	146.10	+53.90
小其谷	183.051	遅谷	185.11	- 2.059

\*白川村187石041、小坂村59石386の合計を示す。

のなら、その邑鑑の高は文祿検地の高をどのように処理して作成したと解説できるのであろうか、次の事例ではその説明が甚だ困難のようにみえる。

(1) 上長井の下小管 下小管は成島の北方にある村で、文祿検地では

七二八石五斗六升である。その変更済高は七一九石六斗七升で、これが下小管の届高である。これは出高の内八石八斗九升を差引いた高である。これを邑鑑の七一六石六斗七升とするにはさらに三石を差引けばよいから、計算上では大して労を要しない。しかしその削減理由をみつけるのは容易でないだろう。集計の手違いとみるのであろうか、ただし「算用違」の注記はない。この場合は天正検地の高を目安に変更はしたが、一致しなかっただけでなからうか。(表2)

(2) 上長井の上平柳 これは米沢城下北方数キロメートル、糠野目の

北西に接する松川氾濫原上の村であるが、文祿検地高は三八一石三升で、それから一五石を減じた変更高は三六六石三升である。あるいは文祿三年六月の洪水で、稲川郡の多くの郷村のように「川押荒」が出たのかも知れないが、しからば高内引となるだろう。邑鑑では四二三石余で、それより少ない検地高であるのに、さらに減高したのは何か理由があつて

のことであろうが、何の注記もない。理由はとにかく、この変更済高を基に邑鑑の四二三石余を作成するとすれば、五七石余を加えねばならない。検地高に対しても四二石余を追加しなければならぬ。しかしどうして五七石乃至四二石を加えるのか、説明のしようがないだろう。上平柳のこの三六六石余は新高の届高で、邑鑑の高は旧高である。この村に天正検地の検地帳が残されていたとすれば、文禄検地を基に邑鑑の高を作成したとする憶説は容易に否定されるだろう。

(3) **小國郷の大玉川と小玉川** 高目録帳では大玉川一八〇石余、小玉川八八石余である。これを基に邑鑑の玉川一八〇石余を作成したとすると、小玉川八八石余を削減すればよい訳であるが、何故に削除するのか説明は困難であろう。大玉川の奥に開設された小玉川は、天正検地のときも多分あったが、高を結ばなかったに違いない。それが三年後の文禄検地で初めて高を請けたとみえる。当時も新開地は高を結ぶまでに少なくも数年の歳月を要したはずだからである。かかる事例は信達にも一―二ある。こうして邑鑑の玉川一八〇石余は旧高で、高目録帳の大玉川一八〇石余と小玉川八八石余とは新高である。新旧を逆に見ると辻褄が合わなくなる。

(4) **中津川郷の場合** 邑鑑の下長井郡小坂村から大石沢村までは、中津川郷の内・外に当たる村々であるが、高目録帳の郷村高が邑鑑の村高と可成りの差があっても変更しない場合が多い。もし変更（訂正）の基準として邑鑑の高を作成したとすれば、ここではどうして高を邑鑑のそれに一致または近づけなかったのであろうか。かくの如くであれば、変更（訂正）のため基準を作成した意味がないのでなからうか。他方、文禄検地を基に邑鑑の高を作成したとすれば、この中津川郷の諸郷村では、表4の如くそれぞれの石高を削除して作成したことになるが、何の理由があったのか、差高の大きな違いは何に基づくのか、何れも説明のしようがないだろう。他の事例からみても

判るように、ここでも邑鑑の高は旧高、高目録帳の高は新高であろう。

もし従来の伝承通り、文祿検地の直後これを基に邑鑑の高を作り、さらにその高で届出たとすれば、高目録帳と邑鑑とは別系譜の帳であるから、文祿検地で二組の相異なる届高が作られたことになる。そのようなことはあり得ない。

表4 末尾の邑鑑の小其谷一八三石五升一合は、飯豊町遅谷<sup>まてたに</sup>で、高目録帳では遅谷一八五石一斗一升とある。この高の相違、とくに合位の有無が重要であろう。元来、文祿検地では郷村高を升位で止めて、合位以下はつけないことになってきた。しかるに合位までの高を持つ村が、邑鑑では同郷の大石沢・白川・小坂の外、下長井の馬場・下山、信夫の大平寺・八丁目など多数ある。このことも邑鑑の高が文祿検地とは別の検地の高であることを示唆している。そして邑鑑の高は文祿検地以前の高で、かつ米沢が城地などを含む四郎兵衛入城以前の高であるはず故、天正検地の高であると推定される。

## 九 む す び

(1) 米沢地方では、邑鑑は文祿検地を基に作られたといわれてきた。しかしそれは米沢地方に少なくとも慶長六年以降、昭和三七年まで高目録帳または同類の帳がなかったことに起因した憶説とみられる。高目録帳がこの地方の研究者に紹介されても、その考えを変えないのは、間々ある先入観の強さを意味しよう。

(2) 邑鑑の高は高目録帳の郷村高と同高または近似している村が多いが、相違する事例もある。とくに長井では高の変更前は相違する郷村が多かった。高目録帳の高は文祿検地の新高で、この検地で邑鑑の高は旧高となった。

(3) 米沢城下およびその近傍の郷村でみると、邑鑑の高が高目録帳の高より古く、米沢の高が蒲生四郎兵衛入城前

の高であることが判る。天正一九年秋この長井で松下・山内などが検地を実施したから、そのときの高が邑鑑の高であるに違いない。信達でも福島城下や大森城などの事情からみると、同年中の高とみられる。

(4) 邑鑑は慶長六年以降の編纂であることは疑いないが、慶長期の米沢城下およびその近傍の郷村の実態とは、甚だしく乖離した高および家数を記載している。それは文禄邑鑑によって編纂したためであろう。これまで邑鑑の記事を慶長期のこの地方の様子を示すとみて、無理な解釈を試みた人が多いが、それは邑鑑を文禄検地を基に作成したとみるのと同様に誤解である。

(5) 邑鑑の構成およびその内容からみると、これは公的な書物ではなかったと思われる。現存の米沢市立図書館本も座右に置いてしばしば利用した帳ではなさそうである。しかし伊達郡玉野村は慶長四〜五年頃の資料であり、それ以外は天正検地の結果と秀吉の人掃令に基づく家数人数を示す史料とみられ、貴重である。

## 注

- (1) 安田初雄「米沢市立図書館林泉文庫本邑鑑考」東北福祉大学紀要、六ノ二、一九八一、五七〜七六頁
- (2) 安田初雄「慶長の米沢領邑鑑考」福島史学研究、五一、一九八九、三〇頁
- (3) 岩代國古文書 高目録帳（内閣文庫蔵）
- (4) 前掲(1)と同文書 藤三郎倉入在々高物成帳
- (5) 長井郡信夫伊達郡高物成之帳、黒沢家文書（福島県文化センター寄託）
- (6) 安田初雄「米沢市立図書館本邑鑑に関する二・三の問題」福島大学教育学部論集、三六、一九八四
- (7) 安田初雄「米沢市立図書館本邑鑑に関する二・三の問題その3」前掲(13)と同論集三九、一九八六、四頁
- (8) 伊東多三郎「伝会津蒲生氏邑鑑の考証」史学雑誌、七一ノ七、一九六二、

- (9) 吉田義信「米沢市立図書館所蔵の邑鑑」経済研究、六、一九八四
- (10) 安田初雄「伊達玉野・相馬玉野および東玉野の歴史地理的管見」福島史学研究、四五、一九八五
- (11) 安田初雄「米沢市立図書館本邑鑑に関する二・三の問題その2」福島大学教育学部論集、三八、一九八五
- (12) 「会津知行目録」(『福島県史』10下、一九六八)、六頁
- (13) 「二本松ほか六郡知行高目録」(『二本松市史』3、一九八一)、一五五頁
- (14) 「上杉領目録」(『山形県史 近世資料』一九七六)、三頁
- (15) 前掲(6)、八頁
- (16) 安田初雄「奥州安達郡小浜城下の歴史地理的管見」福島大学教育学部論集、四四、一九八八
- (17) 前掲(1)・(6)
- (18) 前掲(9)
- (19) 前掲(5)
- (20) 藩制史研究会編『藩制成立史の総合研究米沢藩』吉川弘文堂、一九六三、三二七頁
- (21) 管見談『新編鶴城叢書下』一九六一、三六〇頁
- (22) 石田名助記録『米沢市史 近世資料』2、一九八四、一三三頁
- (23) 前掲(16)
- (24) 渡辺信夫編『日本城下町絵図 東北編』昭和礼文社、一九八〇
- (25) 米沢藩領絵図、寛政六年写・米沢伊達信夫御絵図(米沢市立図書館蔵)
- (26) 米沢藩元禄國絵図(山形大学博物館蔵)
- (27) 前掲(24)、享保十年米沢藩城下絵図
- (28) 岩瀬小右衛門書上帳、前掲(20)、三一三―三一四頁
- (29) 致知囊(米沢市立図書館蔵)
- (30) 前掲(20)、三一六頁、西村由緒書
- (31) 前掲(8)、四八頁

- (32) 福島城相伝、『岩磐史料叢書 中』二頁
- (33) 「郷村手引五」、『米沢市史 近世資料』一九八三、二三二頁
- (34) 前掲(8)、四八頁
- (35) 「米沢雑事考」、『新編鶴城叢書 上』一九六〇、七五九頁
- (36) 前掲(20)、四八一頁、兼続状留
- (37) 前掲(35)、七五九頁
- (38) 天保庚子遊草 吉田東伍、『大日本地名辞書 奥羽』富山房、一九七八、六九二頁
- (39) 『角川地名大辞典 6 山形県』角川書店、一九五九、一〇三、三五三、四二七頁
- (40) 前掲(20)、四八一頁、李山水帳
- (41) 「平林の本高」、『福島市史資料叢書 一四』一九六四、一三頁
- (42) 前掲(41)、一三頁、景勝拝領分
- (43) 前掲(20)、四二二頁、榆井文書
- (44) 前掲(14)、三公外史
- (45) 前掲(20)、二三三頁、移封目録

但、高合九二万〇二七六石一斗は升位の校正ミスで石未満は一斗六升である。